

【第1、2回検証委員会での意見】

- ・ 現庁舎が使用できなかった時の代替措置はどのように考えられているのか。
- ・ それが本当に実現可能な代替措置になるのか。
- ・ 代替措置を行ったときに、どの程度、市民に影響が出てくるのかも含めて深掘りすべき



庁舎が使えなくなった場合のリスク、現在想定している代替措置について確認

資料 2

H28熊本地震で
庁舎が使えなくなった
他都市の状況

本資料

- P 2～4 : 益城町のH28・R8熊本地震時の災害対応状況の比較
P 5～7 : 宇土市のH28・R8熊本地震時の災害対応状況の比較
P 8・9 : 益城町と宇土市の事例から見る防災拠点としての機能維持の重要性

資料 3

現庁舎の代替想定

- P 2 : 災害対策本部の体制
P 3～5 : 災害対策本部機能の代替施設の想定、懸念点
P 6～8 : 各局・中央区対策部の代替施設の想定、懸念点

【平成28年・令和8年熊本地震 | 庁舎の被害状況 **益城町**：約3万4500人）】

平成28年熊本地震では、益城町役場の庁舎が使用不能となり、庁舎での災害対応が継続できなかった。

平成28年熊本地震時（旧庁舎）



旧益城町役場
竣工：1980年（被災当時築36年）
構造：RC造・地上3階建て
備考：2012年に耐震改修を実施

※発災時の在籍職員数：151人

益城町役場庁舎の被災状況

出典：熊本災害デジタルアーカイブ
（防災科学技術研究所）

地震概要

4月14日21時26分発生/M6.5 震度7（計測震度6.5）➡ **前震**
4月15日 0時 3分発生/M6.4 震度6強（計測震度6.0）
4月16日 1時25分発生/M7.3 震度7（計測震度6.7）➡ **本震**

庁舎の被害

- ・前震では、庁舎内外で躯体の亀裂が多数発生し、停電、通信途絶、事務機器の破損が発生。
- ・本震後、建物被害が更に進行し、倒壊の危険性※が生じた。

※エレベーター棟倒壊、庁舎議会棟間渡り廊下大破、基礎杭全損等

建物の安全性に加え、電力・通信・資機材等にも被害が及び、災害対応の拠点として庁舎が使用できなかった。

令和8年熊本地震時（新庁舎）



現益城町役場
竣工：2023年
構造：RC造（免震構造）
地上4階建て

※発災時の在籍職員数：211人

現在の益城町役場庁舎

出典：熊本災害デジタルアーカイブ
（熊本県）

地震概要

7月28日16時27分発生/M7.1 震度6強（計測震度6.1）

庁舎の被害

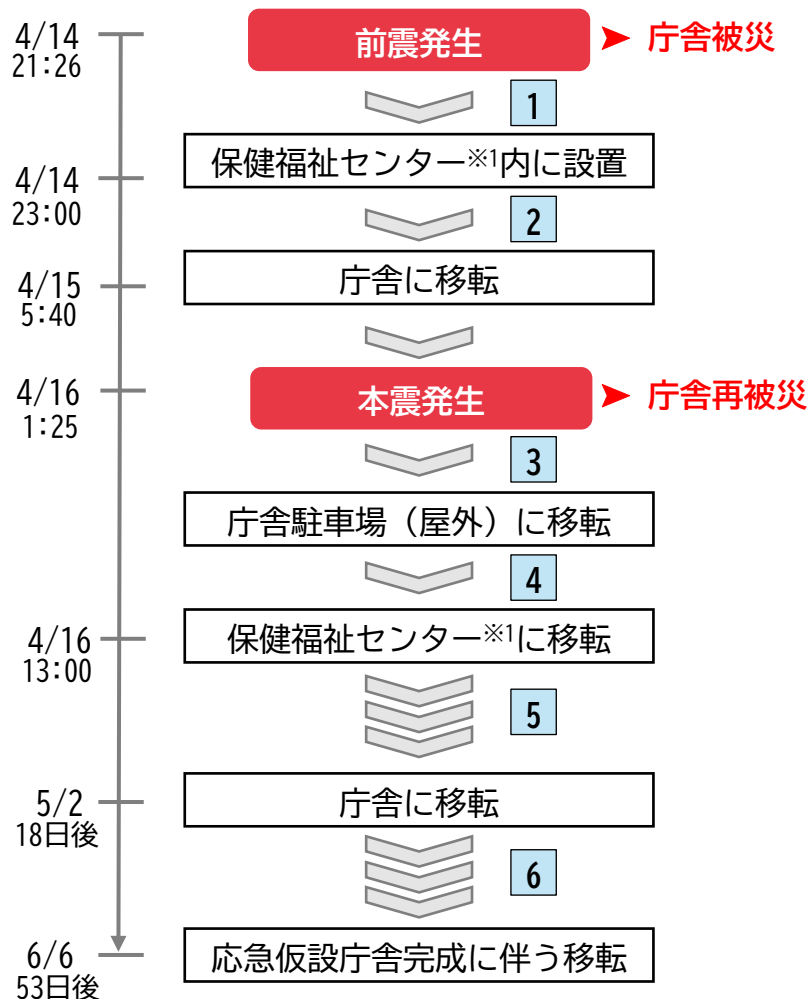
庁舎への被害は軽微だった。

庁舎が使用可能であったため、発災後、迅速に災害対策本部を設置し、災害対応にあたることのできた。

【平成28年熊本地震 | 庁舎の使用不能に伴う災害対策本部の移転経過 益城町】

益城町では、前震後に庁舎が使用不能となり、その後も相次ぐ地震により災害対策本部の移転を繰り返したことで、災害対応に大きな支障が生じた。

<地震発生後の災害対策本部の移転経過>



以降、災害対策本部及び各課（主に窓口）を集約し、災害対応業務と通常業務の運営体制が安定化

<移転経過の詳細>

- 1 庁舎の商用電源・非常用電源及び通信回線が途絶した。
- 2 電源車によって庁舎の一部が復電した。
- 3 本震の揺れにより電源車が横転し、庁舎の電源が再び途絶した。建物も倒壊の恐れがあった。
- 4 雨天で屋外での活動が困難となった。
- 5 庁舎の危険個所の応急対策が完了した。
- 6 応急仮設庁舎（プレハブ造）の整備が完了した。

※1 保健福祉センター：益城町保健福祉センター「はぴねす」の略称
町役場から西へ約2.5kmに位置

<災害対策本部の移転に伴う主な支障>

- 災害対策本部が迅速に設置できず、初動対応に遅れが生じた。
- 通信手段がほぼ途絶し、情報の収集・発信が困難であった。
(国や自衛隊等により情報収集・発信が行われた)
- 移転のたびに電話・情報端末・机等の設置が必要となり、災害対策本部の立ち上げに時間を要した。
- 移転先の保健福祉センターは指定避難所でもあり、多数の避難者を受け入れる中、活動場所や物資受入スペースの確保及び情報発信が困難となり、現場が混乱した。

【平成28年・令和8年熊本地震 | 被災者支援・行政サービスの対応状況 **益城町**】

平成28年熊本地震では、各種被災者支援や通常の行政サービスの窓口が分散し、業務開始に時間を要した。令和8年熊本地震では庁舎機能及び通常業務が維持され、各災害対応業務を早期に開始できた。

	発災	1週目	2週目	3週目	4週目	5週目	6週目	7週目～	拠点
平成28年熊本地震時	応急危険度判定	●	――→	発災1日後～（県主導で実施）					―
	家屋被害認定調査		●	――→	発災16日後～				中央公民館
	り災証明書申請受付	庁舎使用不能							―
	り災証明書交付				●	――→	発災36日後～		グランメッセ熊本
	みなし仮設住宅受付			●	――→	発災25日後～			中央公民館
	応急仮設住宅受付				●	――→	発災37日後～		中央公民館
	自宅の応急修理受付				●	――→	発災35日後～		中央公民館
	通常の行政サービス				●	――→	発災後約1月後から順次再開		（各課分散）
令和8年熊本地震時	発災	1週目	2週目	3週目	4週目	5週目	6週目	7週目～	拠点
	応急危険度判定								―
	家屋被害認定調査	●	――→	発災6日後～					庁舎
	り災証明書申請受付	●	――→	発災1日後～					庁舎
	り災証明書交付	●	――→	発災13日後～					庁舎
	みなし仮設住宅受付	●	――→	発災4日後～※2					庁舎
	応急仮設住宅受付								庁舎
	自宅の応急修理受付	●	――→	発災7日後～※2					庁舎
	通常の行政サービス	●	――→	地震による中断無					庁舎

多くの手続きを発災から
早期に開始

一か所でまとめて対応
（被災者の移動手間の削減につながる）

※1：町内の全家屋を被害認定調査の対象とする方針としたため、個別の申請によらず調査を実施した。り災証明書の交付申請は、発災17日後から町内の各避難所で受け付けた。

※2：周知・受付を開始した日を示す。なお、実際の業務はり災証明書交付後に開始された。

【平成28年・令和8年熊本地震 | 庁舎の被害状況 **宇土市**：約3万5,600人）】

平成28年熊本地震では、市役所本庁舎が使用不能となり、庁舎での災害対応が継続できなかった。

平成28年熊本地震時（旧本庁舎）



旧宇土市役所
竣工：1965年(被災当時築51年)
構造：RC造・地上5階建て
備考：2003年に耐震診断を実施
※発災当時、耐震改修を検討中

※発災時の在籍職員数：259人

宇土市役所庁舎の被災状況

出典：熊本災害デジタルアーカイブ
(熊本大学)

地震概要

4月14日21時26分発生/M6.5 震度5強(計測震度5.4) ➡ **前震**

4月15日 0時 3分発生/M6.4 震度5強(計測震度5.3)

4月16日 1時25分発生/M7.3 震度6強(計測震度6.2) ➡ **本震**

本庁舎の被害

前震後は、余震程度であれば安全性に問題は無いと確認されたが、異音等があり、安心して業務を継続できる状況ではなかった。

本震後は、本庁舎の4階部分が大きく損壊し、発災直後から本庁舎に立ち入ることができず、業務継続が不可能となった。

建物自体が損壊し、立入ることができず、災害対応の拠点として庁舎が使用できなかった。

令和8年熊本地震時（新本庁舎）



現宇土市役所
竣工：2023年
構造：RC造(免震構造)
地上4階建て

※発災時の在籍職員数：297人

現在の宇土市役所庁舎

出典：宇土市ホームページ

地震概要

7月28日16時27分発生/M7.1 震度6強(計測震度6.0)

本庁舎の被害

本庁舎の被害はなかった。

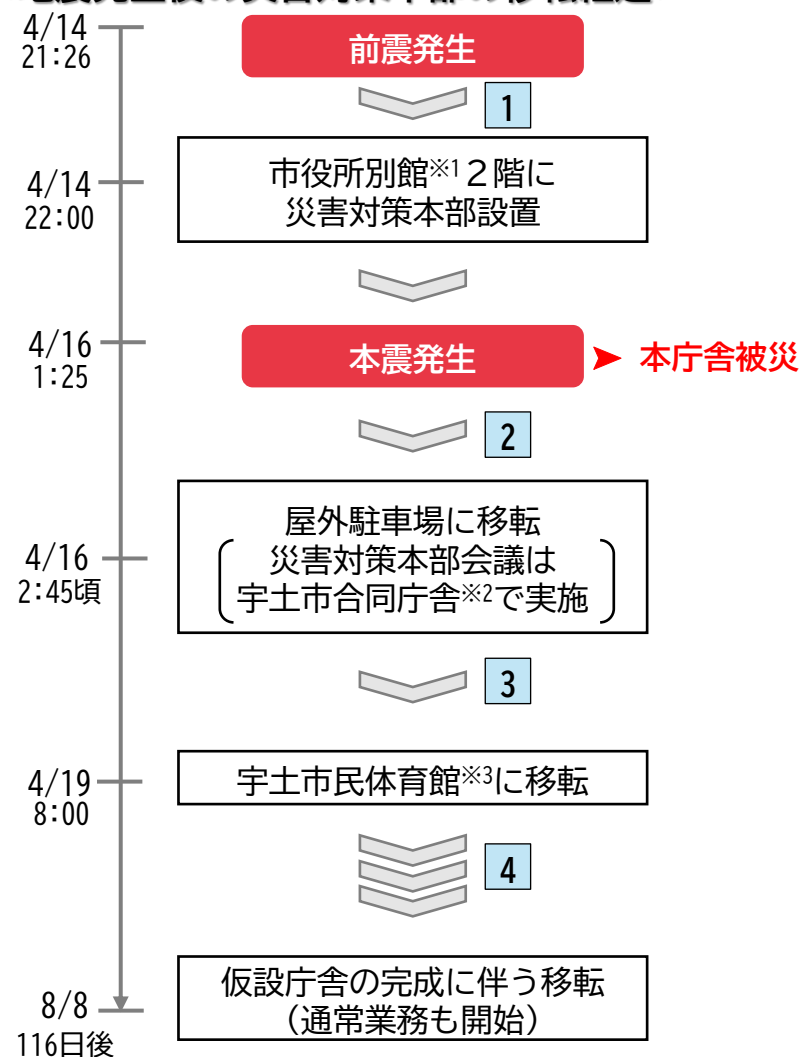
水道本管が破損し断水したものの、備蓄飲料水や雑用水槽の活用により、災害対応業務に支障はなかった。

本庁舎へ被害は無く、発災後迅速に災害対策本部を設置し、災害対応にあたることができた。

【平成28年熊本地震 | 庁舎の使用不能に伴う災害対策本部の移転経過 宇土市】

宇土市では、本震により本庁舎の4階部分が損壊した。隣接する代替施設に被害はなかったものの、庁舎の倒壊危険エリア内に位置していたことから、災害対策本部の移転を繰り返すこととなった。

<地震発生後の災害対策本部の移転経過>



<移転経過の詳細>

- 1 異音等が発生し、安心して業務を継続できる状況ではなかった。
(大規模地震時は市役所別館を使用する計画であった。)
- 2 本震により本庁舎の4階部分が損壊し、市役所別館が本庁舎の倒壊危険エリア内に位置していた。
- 3 宇土市民体育館の避難者が別施設へ移転したため、仮庁舎として使用可能となった。
- 4 応急仮設庁舎（プレハブ造）の整備が完了した。

※1 市役所別館：市役所敷地内にあり、庁舎に隣接

※2 宇土合同庁舎：国の施設で、本庁舎の向かい側に位置

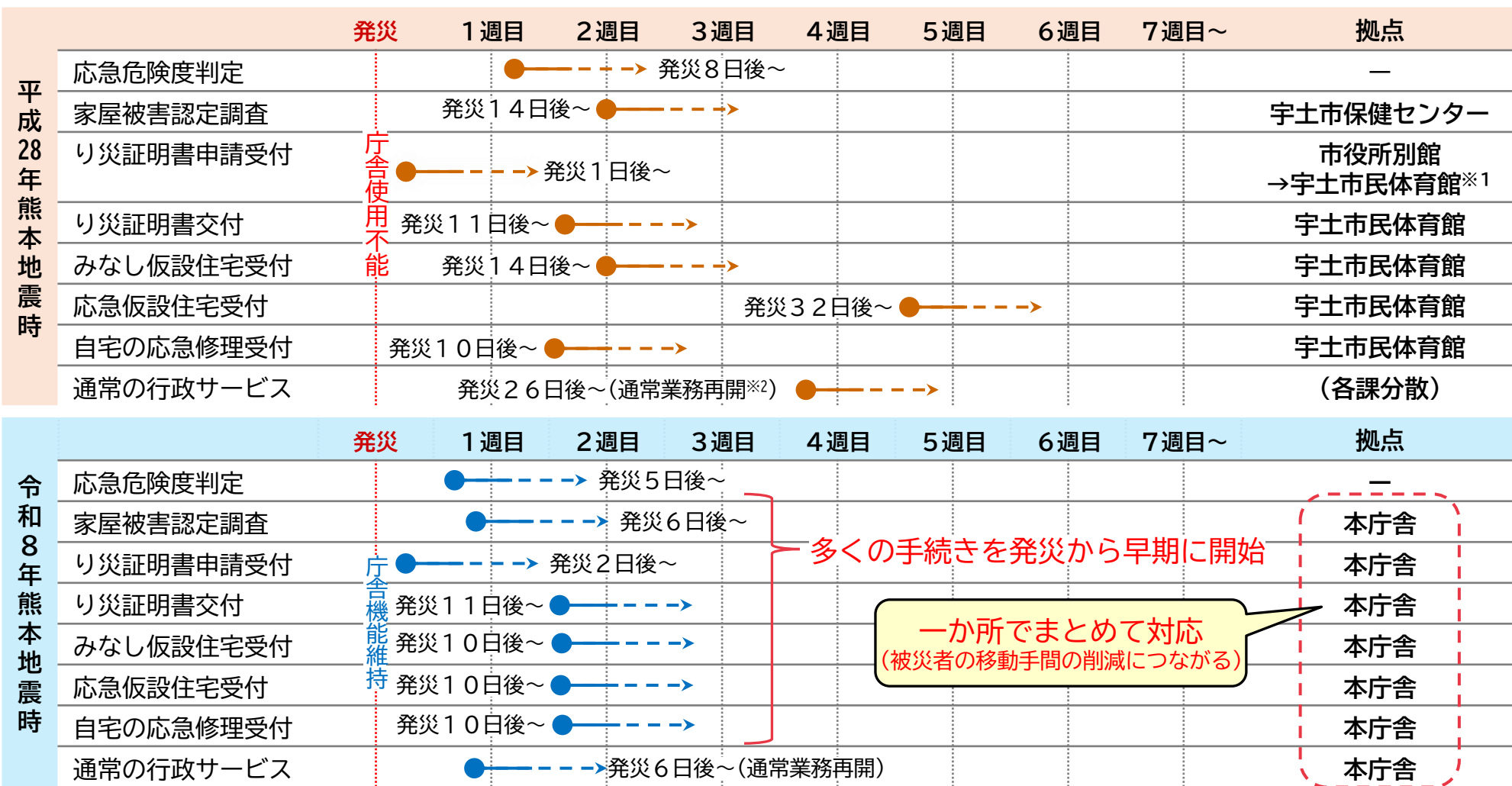
※3 宇土市民体育館：本庁舎から南へ約1kmに位置

<災害対策本部の移転に伴う主な支障>

- 本庁舎からパソコン、資料、公用車等を持ち出せず、限られた資機材での本部運営を余儀なくされ、初動対応に遅れが生じた。
- 電話・通信回線がほぼ途絶し、応援要請や受援調整に遅れが生じた。
- 紙を中心とした情報共有となり、情報の錯綜や指示伝達が頻発したため、庁内の連絡・調整が困難だった。
- 電話回線の増設後も十分な数が確保できず、市民からの問い合わせに十分対応できなかった。
- 市民等への情報発信が消防本部の防災行政無線設備に限られ、各種情報の伝達に制約が生じた。

【平成28年・令和8年熊本地震 | 被災者支援・行政サービスの対応状況 **宇土市**】

平成28年熊本地震では、各種被災者支援や通常の行政サービスの窓口が分散し、業務開始に時間を要した。令和8年熊本地震では庁舎機能及び通常業務が維持され、各災害対応業務を早期に開始できた。



※1：前震後、市役所別館1階で受付を開始したが、本震後に一時的に停止。その後、本震発生3日後に宇土市民体育館で受付を再開した。

※2：各課にはPC端末及び固定電話が1台ずつ配備され、制約のある状況下で通常業務を再開。PC端末、固定電話、事務機器が平常時と同程度に配備されたのは、発災40日後であった。

【令和8年熊本地震 | 地震発生後の災害対応】

令和8年熊本地震では、益城町及び宇土市の庁舎の被害はいずれも軽微であり、災害対応、被災者支援及び通常業務を庁舎内で一体的に実施することができた。両市町の地震発生後の対応状況を整理する。

< 益城町の令和8年熊本地震における災害対応について（ヒアリング内容のまとめ） >

- 免震構造により庁舎内の揺れが低減され、建物の損傷や什器の転倒、事務機器の破損が生じなかったため、発災後も業務を継続できた。
- 庁舎内の揺れが低減されたことで、職員の心理的・身体的負担が軽減され、冷静に災害対応にあたることができた。
- 通信環境が維持できたため、オンライン申請の受付、応援職員の要請及び関係機関との連絡調整を円滑に行うことができた。
- 平成28年熊本地震を経験した職員が在籍しており、当時の経験を生かして、災害時に必要な対応を速やかに実施できた。

庁舎機能が維持できたことで、災害対策本部を速やかに立ち上げ、被災者支援及び通常業務を庁舎内で一体的かつ継続的に実施することができた。

< 宇土市の令和8年熊本地震における災害対応について（ヒアリング内容のまとめ） >

- 免震構造により本庁舎内の揺れが低減され、建物の損傷や什器の転倒、事務機器の破損が生じなかったため、発災後も業務を継続できた。
- 水道本管が破損し断水したものの、備蓄飲料水や雑用水槽を活用することで、業務を継続できた。
- 通信環境が維持できたため、オンライン申請の受付、応援職員の要請及び関係機関との連絡調整を円滑に行うことができた。
- 防災行政無線に加えて公式SNS等を活用し、迅速かつ継続的に情報を発信できた。
- 平成28年熊本地震を経験した職員が在籍しており、当時の経験を生かして、災害時に必要な対応を速やかに実施できた。

庁舎機能が維持されたことで、被災者支援窓口を迅速に開設し、通常業務を早期に再開するとともに、住民対応、情報発信及び受援調整を継続することができた。

【庁舎の使用不能による支障と機能維持による効果】

益城町と宇土市の事例を踏まえ、庁舎の使用不能による支障と機能維持による効果を整理する。

庁舎が使用不能になると

- 1 災害対策本部の設置が遅れる**
 - ▶ 指揮・意思決定に時間を要し、初動対応が遅れる。
- 2 情報・通信が滞る**
 - ▶ 情報収集・発信、住民対応、応援要請・受援調整に支障が生じる。
- 3 窓口・職員・資機材が分散する**
 - ▶ 住民の移動負担が増え、情報共有や部署間の連携が困難になる。
 - ▶ 人員・資機材の効率的配置が困難になる。
- 4 慣れない仮設庁舎で災害対応にあたることになる。**
 - ▶ 十分な執務環境を確保できず、冷静な判断や災害対応に支障が生じる。
- 5 通常業務が大きく滞り、行政サービスへの影響が長期化する。**
 - ▶ 通常業務の停止期間中も処理すべき業務が増え続け、業務再開後も対応に時間を要する。

庁舎が使用不能になると、被災者支援の対応や行政サービスの再開が遅れ、市民生活に影響が生じる。

庁舎機能を維持できると

- 1 災害対策本部を速やかに設置できる**
 - ▶ 迅速な指揮・意思決定が可能になる。
- 2 情報・通信が維持できる**
 - ▶ 発災直後から、情報収集・発信、住民対応、応援要請・受援調整を滞りなく行える。
- 3 窓口・職員・資機材を一体的に運用できる**
 - ▶ 各種手続や相談対応が庁舎内で完結するとともに、人員・資機材を効率的に活用できる。
- 4 普段と同じ環境で災害対応にあたることができる**
 - ▶ 安全な執務環境が確保でき、冷静に判断・対応ができる。
- 5 通常業務の停滞を防ぎ、行政サービスへの影響を最小限に抑えられる。**
 - ▶ 通常業務を継続できることで処理の遅れを抑え、行政サービスを安定的に提供できる。

庁舎機能が維持できると、発災直後から被災者支援に取り組むことができ、行政サービスの迅速な再開も可能になる。

庁舎機能が維持できることで、市民生活への影響を最小限に抑えることができる。